様式第２－３号（第５条関係）

年　　月　　日

境港市長　様

所在地

事業者名　　　　　　　　　　　　　印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者名 |  |
| 勤務者住所 |  |
| 勤務先所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 就業年月日 |  |
| 境港市の移住  支援金事業に  おける関係人口の定義について  （とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領第７の１に定める事業所） | ①資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではない |
| ②官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない |
| ③みなし大企業ではない（※１） |
| ④本社所在地が東京圏（※２）のうち条件不利地域（※３）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではない |

鳥取県及び境港市が実施する移住支援金支給事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、鳥取県及び境港市の求めに応じて鳥取県及び境港市に提供することについて、勤務者の同意を得ています

※１　本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

ただし、以下の項目における資本金10億円以上の法人が①に該当する場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

　　・発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

　　・発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

　　・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている資本金10億円未満の法人

※２　東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※３　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第19号)、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

　　【一都三県の条件不利地域の市町村】

　・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、

八丈町、青ケ島村、小笠原村

　・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、

神川町

　・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、

大多喜町、御宿町、鋸南町

　・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村